

# マイナンバーカード 代理受取の際の必要書類

代理受取の場合、事前に申請者様がお持ちの本人確認書類などをお伺いし、確実な必要書類のご案内をしています。代理受取をご希望の際は、事前に市民部戸籍住民異動室へご相談ください。

## 申請者本人 : 15歳未満の方、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人の方の場合

窓口に来る方 : 復代理人【法定代理人（15歳未満の方の親権者、成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人）から委任された代理人】

| 必要書類   | 詳細   |
|--|--|
| <b>交付通知書</b><br>(はがき)  | <ul style="list-style-type: none"><li>■<u>交付通知書がない場合、復代理人によるマイナンバーカードの受取はできません。</u>お手元がない場合、必ず市民部戸籍住民異動室に再発行を申し出、再発行を受けてから受取手続きをお願いします。</li><li>■交付通知書裏面の回答書欄・委任状欄を<b>法定代理人</b>がご記入いただき、窓口にお持ちください。【別紙：書き方見本を参照】</li><li>■暗証番号欄には必ず目隠しシールを貼付してください。</li></ul>  |
| <b>申請者本人の本人確認書類</b><br>(顔写真付きが必須)  | <ul style="list-style-type: none"><li>■別紙「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください。<ol style="list-style-type: none"><li>①、②、③、④のいずれかの書類をお持ちください。<ol style="list-style-type: none"><li>① (合計2点) A書類2点</li><li>② (合計2点) A書類1点とB書類1点</li><li>③ (合計3点) B書類のうち顔写真付きのもの1点 + B書類のうち顔写真付きでないもの2点</li><li>④ (合計3点) B書類のうち顔写真付きでないもの2点 + <u>次の顔写真証明書1点</u></li></ol></li></ol></li><li>【<b>顔写真証明書</b>】<br/>所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、法定代理人の署名または記名・押印を受けることで作成</li></ul> |
| <b>復代理人の本人確認書類</b><br>(顔写真付きが必須)   | <ul style="list-style-type: none"><li>■別紙「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください。<ol style="list-style-type: none"><li>①、②のいずれかの書類をお持ちください。<ol style="list-style-type: none"><li>① (合計2点) A書類2点</li><li>② (合計2点) A書類1点とB書類1点</li></ol></li></ol></li><li>※ A書類の顔写真付き本人確認書類をお持ちでない、復代理人にはなれません。</li></ul>   |
| <b>申請者本人と法定代理人の関係を証明する書類</b><br><br>※戸籍謄本、登記事項証明書など、法定代理人であることの資格を証明する書類は、3ヶ月以内に発行したものをご提出をお願いいたします。 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 同一世帯や箕面本籍の場合は原則不要です。</li><li>■ 成年後見人の場合は以下2点の原本をお持ちください。<ol style="list-style-type: none"><li>① 登記事項証明書</li><li>② ①に記載された後見人の住所と名前が確認できる書類1点</li></ol></li><li>■ 保佐人、補助人、任意後見人の場合は以下3点の原本をお持ちください。<ol style="list-style-type: none"><li>① 登記事項証明書</li><li>② ①に記載された方の住所と名前が確認できる書類1点</li><li>③ 代理行為目録（マイナンバーカードに関する手続きの代理権が確認できる場合のみ、代理人の受け取りが可能です。）</li></ol></li></ul>                       |
| (お持ちの方のみ)<br>・通知カード<br>・古いマイナンバーカード  | <ul style="list-style-type: none"><li>■通知カードをお持ちでない場合も受取は可能ですが、紛失届を記入いただきます。（初回交付時）</li><li>■マイナンバーカードを再交付申請された方で、旧カードの返納がまだの場合は、マイナンバーカードをご持参ください。ご持参されない場合、再交付手数料が有料となる場合がございます。</li></ul>   |

# 別紙 本人確認書類一覧



本人確認書類は、有効期間内の原本(コピー不可)をお持ちください。

| A書類   | B書類   |
|---|---|
| <p><b>次のうち、顔写真付きのものに限ります。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ マイナンバーカード</li><li>■ 運転免許証</li><li>■ 運転経歴証明書<br/>(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります)</li><li>■ パスポート</li><li>■ 身体障害者手帳</li><li>■ 精神障害者保健福祉手帳</li><li>■ 療育手帳</li><li>■ 在留カード</li><li>■ 特別永住者証明書</li></ul> <p>○ 更新等の新しいマイナンバーカードの受取において、交付申請者との同一性の確認など、本人確認ができる場合は、有効期限切れの古いマイナンバーカード(顔写真付き)もA書類として使用することができます。</p> <p>○ A書類として使用できるのは、上記の書類のみです。</p> | <p>住民票に記載されている「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類に限ります。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 資格確認書</li><li>■ 介護保険証</li><li>■ 年金手帳</li><li>■ 基礎年金番号通知書</li><li>■ 生活保護受給者証</li><li>■ 児童扶養手当証書</li><li>■ 特別児童扶養手当証書</li><li>■ 自立支援医療受給者証</li><li>■ 社員証</li><li>■ 学生証</li><li>■ 子どもの医療証</li><li>■ 医療受給者証</li></ul> |

代理受取の場合、事前に申請者様がお持ちの本人確認書類などをお伺いし、確実な必要書類のご案内をしています。

代理受取をご希望の際は、事前に市民部戸籍住民異動室へご相談ください。

